

## 次期 SIP の制度設計等に係る検討結果の中間整理について

令和 4 年 12 月 2 日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

次期 SIP について、PD・内閣府担当・関係省庁・研究推進法人等の関係者の協力を得てより効果的かつ効率的に推進できるよう、課題候補の検討と併せて、これまでの SIP の評価、関係者からの指摘・要望、次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議での議論等を踏まえ、制度・運用面の見直しを進めてきた。

昨年 11 月 25 日に、それまでの検討を踏まえ、ガバニングボードにおいて「次期 SIP の制度設計の方向性について」（以下「制度設計の方向性」という。）を整理し、これに基づき、委託調査を企画・公募するなど次期 SIP の制度設計の具体化に向けた準備を進めてきた。

本年度は、次期 SIP の実施に向けて、PD 候補を選定し課題候補に係る FS を進めるとともに、次期 SIP の制度設計等に係る有識者検討会議を設置し、同会議での有識者の意見や、FS での制度・運用面に係る検討状況、SIP 第 1 期の追跡評価、SIP 第 2 期の課題評価等での制度・運用面での意見なども踏まえ、制度設計の具体化を進めてきた。

制度設計の方向性に基づく、これまでの検討結果について整理すると、以下のとおり（赤字は今回、内容が追加・更新された点）。

## 1. 次期 SIP の課題設定

## &lt;論点①&gt;

基本計画等に掲げられた将来像からバックキャストし、大きな括りの課題まで絞り込むべき。また、ボトムアップとして上げていく技術分野の議論を両面で進められるとよい。

## &lt;制度設計の方向性&gt;

- 次期 SIP の課題設定に向けて、産学官の有識者で構成する「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」を設置（令和 3 年 9 月 30 日のガバニングボードで設置）し、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画などでの我が国が実現を目指す将来像（Society 5.0）、必要とされるシステム・制度改革、国内外の技術開発の動向を踏まえ、ターゲットとすべき領域を検討する。
- また、同有識者検討会議において、次期 SIP の課題設定に向けて、課題の立て方・課題間の連携体制、「基礎研究から社会実装まで一気通貫」の推進体制、PD のもとでのガバナンス・省庁連携など SIP の仕組みを生かす課題設定のあり方といった「基本的な枠組み」を整理する。

## &lt;検討結果の中間整理&gt;

- 次期 SIP 課題候補について、「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」において、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、我が国が目指す将来像（Society 5.0）からバックキャストにより検討するとともに、解決すべき社会課題や必要と考えられる基盤技術・共通システム・ルールなどの例を踏まえ、15 のターゲット領域を設定した。それに基づき、令和 3 年末にガバニングボードにおいて 15 の課題候補を決定した。
- また、課題候補の選定に当たって、課題候補の検討の前提となる情報として次期 SIP の基本的な枠組みを整理した。
- 本年 1～2 月には、各課題候補について、産学官の幅広い関係者から、研究開発テーマのアイデア募集（RFI: Request For Information）したところ、1,000 件近い応募があった。
- 令和 4 年度は、プログラムディレクター（PD）候補を公募・選定の上で、PD 候補を座長とし、関係府省、研究推進法人等で構成される検討タスクフォースで、RFI の結果を参考として、事業化調査（FS: Feasibility Study）を実施中。
- 令和 4 年末までに、各検討タスクフォースで、技術・事業の両面からインパクトが大きいテーマに絞り込み、「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」（戦略&計画）案を作成する予定。
- ガバニングボードによる事前評価を経て、来年 1 月下旬に、戦略&計画案を決定し、パブコメを経て・決定するとともに、改めて PD を公募・決定する予定。

#### <論点②>

大学、研究機関、ベンチャー等から幅広く提案を募るべき。

#### <制度設計の方向性>

- 年末までに、「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」で検討を行ったターゲット領域を踏まえ、次期 SIP の課題候補を設定したうえで、年明けから、RFI（Request for Information）を実施し、各課題候補に係る取り組むべき研究テーマについて、大学、研究機関、ベンチャー等を含め幅広い関係者から情報提供を募る。
- 幅広い関係者に情報提供いただけるよう、ウェブサイトを整備するとともに、関係する団体等を通じて周知を図る。

#### <検討結果の中間整理>

- 各課題候補について、1 月～2 月に、産学官の幅広い関係者からの研究開発テーマの情報提供依頼（RFI）を実施した。申請に当たっての様式や留意事項を掲載した専用のウェブサイトを整備するとともに、大臣会見での発表、プレスリリース、SNS の配信、大学・国研・企業・ベンチャー等の団体への説明会・メルマガの配信などの幅広い周知活動を実施した結果、産学官から 1,000 件近い応募があった（合計 971 件、うち大学 384 件、国研等 235 件、企業 292 件（うち設立 10 年未満 38 件）、職域団体 60 件）。

- RFIの結果を踏まえ、各課題候補に係る全体の方向性やサブ課題の構成を整理するとともに、各課題候補のフィージビリティスタディ（FS）での検討をリードするプログラムディレクター（PD）候補に求められるスキルを整理した。

## 2. 運営体制

### <論点①>

SIPでは省庁連携かつ社会実装までまとめて一つの方向に持っていく必要があるためPDの存在が重要。優れたPDを集めるため、利益相反への対応も含めPDになるインセンティブを検討すべき。PDを出身元企業がボランティアに支援しているケースが多いが、PDのバックアップするサポート体制について、仕組みとして構築することを検討すべき。

### <制度設計の方向性>

- PDはSIPの課題運営の中核を担う者であるが、府省・産学官連携により基礎研究から社会実装まで幅広い取組を強力に進めるためには、PD一人では限界があり、サポート体制が不可欠である。
- 企業出身のPDは、出身企業等のサポートを得ることで、より効果的な運営が可能となる場合がある。これまでは利益相反の観点から出身企業等と契約ができず、ボランティアに出身企業等が支援している場合もあった。そのため、出身企業等も含め、PDのサポート体制について委託契約等により制度上も明確に位置づけることを可能とする。
- なお、PDとの利益相反が疑われる契約については、これまではPDがその都度ガバニングボードに報告し、その意義を説明することとされていたが、PDにとって負担となっており、実質的に困難な状況となっていた。そのため、PDが利益相反が疑われる契約の審査には加わらないものとともに、ガバニングボードのもとに、弁護士等からなる第三者委員会を設置し、適切な契約の審査が実施されたか確認する仕組みを構築する。
- また、SPD等のPDを補佐し課題運営に関わる関係者においても、利益相反が疑われることを恐れて、研究テーマの検討等の業務に支障を及ぼすことがないよう、ルールを明確化することを検討する。

### <検討結果の中間整理>

- PDはSIPの運営に当たっての要であることから、次期SIP制度設計に係る重点検討項目の一つとして「PD等に対するインセンティブやサポート体制」を取り上げることとし、令和4年度に、委託調査を活用し、集中的に検討を実施してきた。
- 特に、PDの利益相反について、SIPの運営に当たって重要な問題であり、FSに当たっても、PD候補の利益相反について整理が必要であることから、利益相反マネジメントポリシー、利益相反マ

ネジメント規則を定めるとともに、第 3 者委員会を設置し、FS における利益相反による問題を避けるための措置等を講じてきた。

- FS において利益相反マネジメント規則などは適切に運用されており、大きな支障は生じていないことから、FS での利益相反マネジメント規則などをベースとして、本事業で想定されるケースを追加した上で、改めて次期 SIP における「利益相反マネジメントポリシー」ならびに「利益相反マネジメント規則」等を整備。（資料 4 - 1 の 4、資料 4 - 6 ~ 4 - 8）

#### <論点②>

内閣府と管理法人の役割分担が明確でなく、責任関係があいまいであり、文書であらかじめ役割分担を明確にした方がよい。管理法人は予算の執行管理が中心となっているが、その専門性を生かしたプロジェクトマネジメント機能を活用できるようにすべき。

#### <制度設計の方向性>

- 管理法人は通常の各省庁のプロジェクトでは研究開発の企画から評価まで一貫して担っている。そのためプロジェクトマネジメント人材（以下「PM」という。）を資格化し、キャリアパスを設計し、戦略的に育成に取り組むケースも出てきている。
- 府省・産学官連携で基礎研究から社会実装まで一貫通貫に推進する SIP は本来、管理法人の PM の能力を最大限生かすことが期待されるプロジェクトである。また、PM 経験者にとっても、PM としてのスキルアップにつながる重要な機会である。
- そのため、SIP において管理法人の PM とその求められるスキルを明確化するとともに、管理法人または管理法人に PM を派遣する企業等において SIP を経験することがその後のステップアップにつながるよう協力を求める。
- 一方、管理法人によっては法人としての新たなプロジェクトの実施に伴い、PM をはじめとした人材の確保が厳しい状況が生じている。そのため、PM 等の能力を生かしつつ、負担を軽減するために、定型業務等をアウトソースできるよう必要な経費を確保するとともに、SIP に係る予算は区分管理を求めており、基本的に専属で職員を当てる必要があるが、一人の職員が SIP と複数の関連する事業を兼務することもできるよう運用を見直す。
- なお、「管理法人」という呼称について、予算の管理のみを行う機関との誤解を与える可能性があるため、「プロジェクトマネジメント機関」等への変更を検討する。

#### <検討結果の中間整理>

- SIP の運営に当たって研究推進法人（旧・管理法人）のプロジェクトマネジメント機能を生かすことが重要であり、次期 SIP に係る重点検討項目として「マネジメント体制」について取り上げることとし、令和 4 年度に委託調査を活用し、集中的に検討を実施してきた。

- 検討に向けた第一段階として、令和4年3月31日のCSTI本会議（書面開催）において、「管理法人」という呼称を「研究推進法人」と運用指針を改め、プロジェクトマネジメント機能を生かして研究開発を推進する機関であることを明確にした。また、次期SIPのフェーズビリティスタディを行う研究推進法人において、SIPとSIP以外の業務を兼務する職員について、当該職員の人件費のうちSIPに係るものについてはSIPの事業費を当てる（エフォート管理を行う）ことも可能であることを明確にした。
- また、令和4年4月14日のガバニングボードにおいて改めてPDと研究推進法人との関係を整理し、PDは政策の企画を立案するものである一方、研究推進法人は政策を実施する主体であると位置づけを明確にした。
- 次期SIPでは、研究開発のみならず、その成果を生かした社会変革（トランスフォーマティブイノベーション）に向けてのマネジメント体制を強化するため、ガバニングボード、PD・内閣府、研究推進法人の3レイヤーに分けて、それぞれが政府方針、政策の企画立案、プロジェクト実施の役割を担うことを明確化した。

PD・内閣府と研究推進法人との円滑な連携や研究推進法人の体制整備のため、研究推進法人にPMを置くとともに、サブPDとの併任を可能とした。

また、課題の特性、各機関の人的リソースなどが異なることを踏まえ、原則をマネジメントガイドラインとして整備し、SIPにおけるマネジメントの考え方やベストプラクティスを共有した上で、具体的な分担は課題ごとに関係者で合意書を作成することとした。

SIPの実施段階でも、マネジメント面で、新たな知見が得られることや、問題が生じることがあると考えられることから、ガイドラインは最新の事例をもとに常に見直しを行うとともに、PD会議でのベストプラクティス共有や問題が発生した場合に内閣府による主体的な解決に取り組むこととした。

（資料4-1の3、資料4-4・4-5）

### 3. 関係省庁との連携

#### <論点>

SIPでは省庁連携は必須であり、各省庁単独でできず、複数省庁で実施すべき課題を設定することが必要。出口側の省庁との連携が不十分であり、制度整備、公共調達など出口戦略を明確にし、各省庁にコミットしてもらい、具体的な行動を促すべき。

#### <制度設計の方向性>

- 「次期SIPターゲット領域有識者検討会議」で検討を行った「基本的な枠組み」において、これまでのSIPでの実績を踏まえ、省庁連携が必要とされる課題の類型として、①統合システム型、②サプライチェーン型、③複数アプローチ型、④コア技術展開型などと整理している。

- また、昨年度の第 2 期制度中間評価では、各研究テーマの社会実装の類型として、①社会インフラや法令の整備、②データベースや共通シミュレーションの整備、標準化、③プロダクト・サービスの上市などがあると整理している。
- 次期 SIP の実施に向けて、各課題について、FS 等を通じて、これらの類型を踏まえながら、各省庁の役割を整理し、研究開発計画等に明確に位置づけることとする。

#### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、FS での検討状況や第 2 期の最終評価、第 1 期の追跡評価の状況を踏まえ、具体的な制度設計を検討した。
- FS では、検討タスクフォースにおいて、社会実装に向けた取組を抽出し、そのうち SIP において省庁連携により取り組むべき研究開発テーマを特定した上で、戦略 & 計画案を作成中。その中で、社会実装に向けた指標を活用しつつ、社会実装に向けて、SIP の研究開発テーマとともに、関係省庁や産業界における取組などを含むロードマップを位置づける。（資料 4 - 1 の 2、資料 4 - 3）
- 関係省庁の役割としては、①研究推進法人を所管し、課題全体に関わる立場、②各研究開発テーマに所管業種や国研等に関わる立場、③社会実装に向けて関係する政策や制度を担当する立場が想定されるが、それらを踏まえ、戦略 & 計画に関係省庁の役割を記載することとした。（資料 4 - 1 の 1、資料 4 - 2）
- 第 1 期、第 2 期での研究成果が社会実装につながった例などを踏まえ、マネジメントガイドラインに、関係省庁との連携の考え方や好事例を整理した。（資料 4 - 1 の 3、資料 4 - 5）
- また、SIP と併せて、PRISM の制度を見直しを進めているところであるが、CSTI の司令塔機能を生かし、各省庁施策のイノベーション化を推進するため、ガバニングボードが重点課題を設定する方式とすることとした。重点課題として、Society 5.0 の実現に向けて SIP と PRISM を一体的に推進するため、SIP の社会実装に向けた関係省庁での取組について PRISM で加速することなどを検討している。

## 4. 研究実施体制

### <論点①>

ベンチャーや若手など様々なアイデアを取り込むための仕組みを組み込むべき。

### <制度設計の方向性>

- 「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」で検討を行った「基本的な枠組み」において、これまでの SIP での実績を踏まえ、ベンチャー企業の SIP への関わり方については、①技術シーズ、②スピンアウトによる事業化、③SIP 成果を活用した新事業創出といった類型を整理している。次期 SIP の実施に当たっては、これらを踏まえ、ベンチャー企業の参加の機会を確保する。

- また、年明けに実施する RFI では、ベンチャー企業、若手研究者などからも情報提供いただけるよう、関連する団体等を通じて周知を行う。

#### <検討結果の中間整理>

- 各課題候補について 1 月～ 2 月に実施した情報提供依頼（RFI）では、ベンチャーを含む幅広い関係者からの意見を募集した。また、ウェブサイト、SNS 等を通じて情報発信を行うとともに、スタートアップ支援機関が開催するオンラインイベントにおいて説明会を開催するなど、ベンチャーや若手研究者からも、RFI に応募いただけるよう周知に取り組んだ。
- その結果、RFI ではベンチャーも含め幅広い関係者から 1000 件近い情報提供があった（合計 971 件、設立から 10 年未満の民間企業からは 38 件）。
- 次期 SIP では、課題の要件として「スタートアップの参画に積極的に取り組むものであること」を設定し、評価項目としてスタートアップに関する戦略やマネジメント体制の中でのスタートアップの関係者などを設けることとした。（資料 4 - 9）
- FS の中でも、バーチャルエコノミーやマテリアルなどの課題候補において、スタートアップからの提案を求めるなど、スタートアップの参画に向けた取組が進められている。
- また、令和 5 年度予算概算要求において「戦略的な研究開発の成果を活用したスタートアップ事業創出の推進」を要求している。その中で、SIP 等の戦略的な研究開発プログラムの研究成果を活用したスタートアップによる事業創出の推進するためのスタートアップ事業創出特別枠の創設を検討中。

#### <論点②>

SIP では、国研の研究インフラを優遇して提供できるようにしてはどうか。

#### <制度設計の方向性>

- SIP は産学官の研究リソースを結集して取り組むものであり、SINET、富岳など世界最高水準の研究インフラについて積極的に活用できるよう関係機関と調整を行う。

#### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、FS において研究インフラ活用のニーズを把握に取り組むとともに、文科省や関係機関との調整を行い、SINET、富岳など SIP で活用できる研究インフラやその利用手続等のリスト化を進めている。

## 5. 評価の仕組み

#### <論点①>

SIP の実施期間中に状況の変化に併せて機動的に修正できる仕組みを入れるべき。評価は懸念点の指摘ではなく、社会実装に向けたエンカレッジであるべき。また、減点方式ではなく、加点方式で主体的な取組を促すべき。

#### <制度設計の方向性>

- 「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」で検討を行った「基本的な枠組み」において、機動的かつ実効的な運営のための評価の仕組みを整理している。
- 具体的には、SIP は将来像の実現に向けて、ミッション設定の形態などに応じて、機動的に運営を行う必要がある一方で、テーマが短期間に廃止・追加される場合には研究体制の確保が課題となる場合がある。そのため、あらかじめ FS によりテーマを精査し、中間評価までは原則テーマを維持し、研究体制の運営に必要な予算規模を確保する一方、毎年度の評価を踏まえ加速等が必要なものは予算を増額したり、中間評価に併せてステージゲートを設けてテーマの見直しを行うなど、機動的かつ実効的な運営のための評価の仕組みを構築することとしている。

#### <検討結果の中間整理>

- 戦略&計画の中で、ステージゲート等による機動的・総合的な見直し方針を設定し、サブ課題や研究開発テーマについて、どのような評価基準で見直すのか、見直した結果どのような場合に継続するのか／エグジットするのか／廃止するのかなどを記載することとした。（資料 4 - 2）
- また予算配分として、課題を安定的に推進するための「基礎予算」と、評価に基づき課題推進を加速する「評価加算」を位置づけることとした。基礎予算は原則、事前評価で決定し、中間評価まで同額を配分し、中間評価でステージゲートを実施し、見直しを行うもの、評価加算は原則、前年度の成果や当該年度の事業計画の評価に基づき、毎年度配分するものとした。（資料 4 - 1 の 5、資料 4 - 9）

#### <論点②>

研究開発のマネジメントは PD に委ねて、評価は社会実装に向けた当初の目標に対する取組状況や達成状況について、ピアレビューの結果を踏まえ、エビデンスベースで実施すべき。

#### <制度設計の方向性>

- SIP の運営、評価の仕組みは CSTI の司令塔機能を発揮するために重層的に設計されたものであり、これまでの取組においても社会実装に向けた成果が現れてきているが、一方で、各層の参加者がそれぞれの役割分担を必ずしも認識しておらず、議論の内容が重複する場合があり、研究実施者等において負担となっているとの意見もある。



- そのため、PD、管理法人、ピアレビュー、評価 WG など運営、評価に係る関係機関における役割分担を明確化し、それに合わせた人員・体制構築を行う。
- 具体的には、運用指針をもとに、①PD は課題全体の研究開発計画の作成、予算配分の決定、研究テーマの設定、課題全体の運営を行うもの、②管理法人は所管省庁の協力のもと、研究テーマの仕様書作成、研究責任者の選定、進捗管理、ピアレビューを実施するもの、③評価 WG は PD からの報告やピアレビューの結果を踏まえ、個別の研究テーマを評価するのではなく、課題全体としての目標達成に向けて、PD による運営に対する評価及びその結果を踏まえた支援を行うとともに、関係府省の事業環境整備や産業界の社会実装に向けた関連する取組を推進するもの、といった基本的な整理を行うとともに、課題ごとに実際に担う関係機関の間で書面等にあらかじめ具体的な役割分担を明確にする。

#### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、FS での検討状況や第 2 期の最終評価、第 1 期の追跡評価の状況を踏まえ、具体的な制度設計を検討した。
- 課題評価 WG とピアレビューを整理統合、従来のピアレビューの仕組みを活かし、専門的な技術評価を行いつつ、横断的な視点も含む評価が行える体制に改めることとした。ピアレビューのクオリティを確保するため、委員構成はガバニングボードの了解を得ることとともに、横断的な視点からの評価を行うため、プログラム統括チームが必要に応じて評価に加わることとした。（資料 4 - 1 の 5、資料 4 - 9）
- 次期 SIP では、研究開発のみならず、その成果を生かした社会変革（トランスフォーマティブイノベーション）に向けてのマネジメント体制を強化するため、ガバニングボード、PD・内閣府、研究推進法人の 3 レイヤーに分けて、それぞれが政府方針、政策の企画立案、プロジェクト実施の役割を担うことを明確化した。  
また、課題の特性、各機関の人的リソースなどが異なることを踏まえ、原則をマネジメントガイドラインとして整備し、SIP におけるマネジメントの考え方やベストプラクティスを共有した上で、具体的な分担は課題ごとに関係者で合意書を作成することとした。（再掲。資料 4 - 1 の 3、資料 4 - 4・4 - 5）

## 6. 社会実装

### <論点>

SIP は社会実装を目指すものであるが、社会実装についてしっかり定義されておらず、人によってとらえ方が異なっている。SIP 期間中に求める社会実装としては、PoC を行うだけでは不十分であるが、それによって費用対効果のめどが立つこととしてはどうか。

### <制度設計の方向性>

- 「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」で検討を行った「基本的な枠組み」において、社会実装に向けた SIP で目指すゴールを整理している。
- 具体的には、従来の TRL に加え、BRL（ビジネス成熟度レベル）の観点から、技術開発の成果を踏まえ、コスト面も含め事業化の目途が立ち、民間企業の事業部門での取組につながるころ（TRL、BRL の 7 程度）までを SIP が担うものと整理している。
- なお、次期 SIP の各課題での BRL 等の活用方法については、アカデミアの研究成果や企業での活用事例を踏まえ、FS の中で具体的に検討を行うこととする。

### <検討結果の中間整理>

- 技術面にとどまらず事業面等も含め社会実装に向けた取組を推進するため、次期 SIP に係る重点検討項目の一つとして「社会実装に向けた指標」を取り上げることとし、令和 4 年度に委託調査を活用し、集中的な検討を行った。

検討に当たって、「次期 SIP 制度設計等に係る有識者検討会議」の下に、社会実装に向けた指標について専門的な知見を有するアカデミアや実際に活用を進める産業界の有識者で構成する「社会実装の指標に係る分科会」を設置し、社会実装に向けて、技術に加え、事業、制度、社会的受容性、人材の 5 つの視点からの検討を行った。

分科会では、TRL に加えて、BRL(Business Readiness Level)、SRL(Social Readiness Level)、GRL (Governance Readiness Level) 、HRL (Human Readiness Level) 等の指標を作成した。

- FS での社会実装の指標の活用にあたり、各 PD 候補向けに、説明会や個別意見交換会等を実施した。
- 5 つの視点を活用した社会実装に向けた戦略の作成や社会実装の指標を活用したロードマップの作成については、その重要性や効果が概ね受け入れられている。一方、課題特性に応じた定義や運用方法について、試行錯誤が続いている。
- 今後、社会実装に向けた戦略及び社会実装の指標の制度検証のために、PD 候補に対して、アンケート調査を通じてフォローアップを実施。12 月 7 日の分科会で集中的に議論する予定。

## 7. マッチングファンド

### <論点>

SIP は産業界が出しにくい長期の部分を国が補うべきで、マッチングファンド方式で一律に官民半々の費用負担を求めれば企業の現行ビジネスの延長上のもになってしまう。社会実装の形態や目標を踏まえ、マッチングファンド方式の適用の可否や方法を検討すべき。

#### <制度設計の方向性>

- 「次期 SIP ターゲット領域有識者検討会議」で検討を行った「基本的な枠組み」において、次期 SIP では業界をまたぐ協調領域の拡大を図り、研究リソースの効率的活用や研究開発投資の拡大、さらには国際ルール形成・国際標準化、ベンチャー等での事業創出機会の提供を目指すものを整理している。
- 次期 SIP で協調領域を拡大することが、民間研究投資を促すことにつながると考えられるが、SIP の研究テーマ自体は基本的に協調領域であって国費で実施されるものであるため、それ自体には民間の負担はなく、関連する民間の事業として実施されるものである。マッチングファンド方式を適用した場合に、民間事業であって、どの範囲を含めるか、また、どのように費用を算定するかが課題であり、民間の意見を聞きながら検討を行う。
- なお、研究テーマの社会実装の類型によっては、マッチングファンド方式で半々の負担をことが難しいものもあるため、研究テーマの類型や性質に応じて、個別に判断を行うこととする。

#### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、FS での検討状況や第 2 期の最終評価、第 1 期の追跡評価の状況を踏まえ、具体的な制度設計を実施した。
- 次期 SIP では、民間企業におけるマッチングファンドは、社会実装に向けた産業界と協調・連携する体制を構築する仕組みとしてとらえることとし、社会実装に向けた戦略として、技術のみならず、事業、制度、社会的受容性、人材の視点から社会実装に取り組むこととしており、マッチングファンドにはこれらの取組に係る経費も含めることとした。  
マッチングファンド方式は、引き続き、民間企業等及び国（SIP 予算）が費用を半分ずつ支出するものとするが、個別のテーマについて義務付けるものではなく、課題全体としての達成を求めるものとした。また、マッチングファンド方式の適用に当たっては、ステージゲートを通過した段階で、主として民間企業において社会実装を目指すものを対象とした。（資料 4 - 1 の 6、資料 4 - 1 0）
- なお、財政制度等審議会財政制度分科会（令和 4 年 4 月 8 日）では「現行の第 2 期から「マッチングファンド方式」（民間企業と国が費用を半分ずつ支出）が導入されたが、実際の適用は不十分。社会実装を目指す事業趣旨を踏まえ、次期 SIP に向けた検討にあたっては、適用対象の拡大に取り組むべき。」との指摘されている。

## 8. 広報

#### <論点>

SIP はよい成果が出ており、活用も進んでいるが、SIP としての知名度は低い。国民や事業者に対して SIP の取組を積極的、戦略的に PR すべき。

#### <制度設計の方向性>

- 次期 SIP は Society 5.0 の実現に向けて取り組むものであって、個別の研究開発成果を社会実装するだけでなく、我が国の経済社会に対し、インパクトを及ぼすことが重要である。
- そのため、次期 SIP の成果は積極的、戦略的にプレスリリース等を行うべきであり、プレスリリース等の件数やメディアで取り上げられた件数などもインパクトを評価するうえで、重要な指標になる。プレスリリース等に当たっては、一方的に発信するだけでなく、関心がある記者等に対し、ブリーフィングなどを行うことも重要である。
- なお、メディアで取り上げられても、SIP での成果と報道されないこともあるが、ロゴなどを用いて、SIP の成果であることが認識されるように工夫することが期待される。

#### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、これまでの広報に係る取組やそのインパクトを踏まえ、具体的な制度設計を実施。
- 具体的には、これまでのシンポジウムやパンフレットなどは研究開発の実施者サイドからの情報発信になっていたが、利用者サイドのニーズ調査を実施し、ニーズに合わせた広報手法・媒体の検討、SIP の目指すビジョンや成果をわかりやすく情報発信するためのコンテンツ制作（動画、インタビュー記事等）、およびそれらの情報を継続的に発信するための情報プラットフォームの構築等を実施することを検討中。

## 9. フォローアップ体制

### <論点>

SIP 終了後に、周辺技術・システムの開発や、制度・インフラ整備や標準化を伴うものなど、直ちに民間だけで自走することは難しいケースがあり、府省連携、産官学連携体制が継続するインセンティブが必要ではないか。

### <制度設計の方向性>

- 「3. 関係省庁との連携」に記載したように、あらかじめ研究開発計画において関係省庁の社会実装に向けた役割を明確化したうえで取り組むことが重要である。
- また、SIP の終了後に周辺技術・システムの開発など予算措置を伴う対応が必要な場合には、関係省庁に予算確保を促すうえで、PRISM 事業との連携も考えられる。

### <検討結果の中間整理>

- 上記方向性に沿って、今後、FS での検討状況や第 2 期の最終評価、第 1 期の追跡評価の状況を踏まえ、具体的な制度設計を実施。
- SIP 終了後、追跡調査や追跡評価を行い、SIP 成果の実用化、事業化の状況をフォローアップすることとしているが、ボランティアな協力を留まり、十分な情報の把握が難しいこともある。そのため、

第2期ではテーマごとにフォローアップのための社会実装責任者を設置したところであるが、社会実装責任者が機能する仕組みを検討することが必要。そのため、SIP終了後にもPDに制度上の一定の役割を設定し、活動費を手当し、定期的にフォローアップを担っていただくことを検討。

- またSIP終了後、社会実装に向けて関係省庁における制度・ルール整備や事業化に向けた政策的な支援等が必要となることがあるが、そのような場合にPRISM等を活用して関係省庁の協力の下で継続的に取り組むことを検討。

以上